

発行日/令和6年2月15日

No.
171

秋田 宅建会報



(公社)秋田県宅地建物取引業協会
(公社)全国宅地建物取引業保証協会秋田本部
〒010-0942 秋田市川尻大川町1番33号 秋田県不動産会館
TEL(018)865-1671 (代) FAX(018)865-1670
発行人 会長・本部長 赤田英博
編集人 運営業務委員長 金子敬司
印刷 株式会社くまがい印刷



秋田 宅建会報



新年のご挨拶	1
紙上研修	2
定時総会	7
第5回理事会・幹事会	7
第1回理事会・幹事会	8
第2回理事会・幹事会	8
不動産フェア開催	10
不動産コンサルティング専門教育を実施	10
第41回ゴルフコンペ	11
第17回ボウリング大会	11
各種お知らせ	12
入会・退会・会員名簿変更情報	14
秋田レイNZ物件種類別在庫数	22

新年のご挨拶

(公社) 秋田県宅地建物取引業協会

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会秋田本部

会長・本部長 赤田 英博

令和6年の年頭にあたり、新年のご挨拶を申し上げます。

まずは、この度の能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆さまに謹んでお悔み申し上げます。また、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。被害のほどを案じ憂慮申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り致します。



さて、昨年、全政連が全宅連とともに要望しておりました『住宅ローン控除の住宅の環境性能等に応じた借入限度額の上乗せ措置、床面積要件の緩和特例の延長』などが令和6年度税制改正大綱に盛り込まれました。昨今、住宅資材の高騰や労務費の上昇などで住宅価格が高騰しておりますが、良質な住宅の取得の促進による住宅投資を促し、国民のニーズに応えるとともに、引き続き、銀行の不動産業参入阻止と併せ、各種政策税制の要望実現に向けた活動を通じ業界の発展に努めて参ります。

依然として抱える社会問題の一つに、人口減少と少子高齢化、それに伴い増え続ける空き家や所有者不明土地の問題があり、相続人不存在の手続きの変更や相続土地国庫土地帰属制度の創設、更には空き家対策の推進に関する特別措置法が改正されるなど空き家対策が強化されました。当協会に於いても、相談窓口の設置や制度周知のためのセミナーを開催するなど、空き家の抑制に向けた活動しておりますが、地方自治体でも空き家の管理、流通促進等の施策に民間事業者等の活用を検討しており、今後、社会問題を解決するための取り組みと会員支援にも繋がる事業として連携などの対応を検討して参りたいと考えております。

全宅連ではハトマークグループのリブランディングに取り組んでおり、その一環としてハトマークのロゴをリニューアルしました。ハトマークブランドのイメージを浸透させるため、店頭等の貼り付けシールを配布する予定になっており、これを機会に全国47都道府県会員業者とともに、業界最大規模を誇るハトマークグループの認知度を拡大させ、信頼のおける当団体の価値観や信条・信念を打ち立てて参ります。

世界的にコロナ禍を脱し、経済活動の正常化が進んでいるように思えますが、当面、ウクライナやイスラエルの紛争、また、金融政策や大型選挙の動向など、各国・各地域の情勢によるさまざまな影響が懸念されており、予断を許さない状況が続きそうです。

波乱の年明けとなりましたが、今年も、本会運営を一層充実させ不動産業界の発展に尽力して参りますので、一段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、会員皆様にとりまして、素晴らしい一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。





[無催告解除特約と自力救済]

借主に無断で内装や備品を撤去したことは自力救済であるとして、貸主に対する損害賠償請求が認められた事例（東京地判 令3・3・10 ウエストロー・ジャパン）

1. 事案の概要

Xは、平成9年6月頃から、敷金550万円を預託のうえ、Aよりビル1階の1室23㎡を借り受けてラーメン店を営んでいた。

本件賃貸借契約では、賃借人が2か月分以上賃料の支払を怠ったときは、賃貸人は無催告解除できるとされていた。

本件物件は、Aの子であるY1が実態的に管理していた。

Xは、平成30年12月以降の賃料を支払わないまま、平成31年1月16日から2月21日までの間、心筋梗塞の治療のため入院した。

Y1は、Xが入院することは聞いていたものの、賃料を支払わないままラーメン店の営業をしなくなったことから、本件賃貸借契約は終了したものと考え、Xに未払賃料についての催告や本件賃貸借契約を解除する旨の意思表示をすることなく、本件建物内の内装や造作を取り外し、備品等の動産類を廃棄した。

これと前後して、Aは平成30年12月4日に死亡した。Aの相続人にはY1、Y2、Y3（以下、「Yら」という。）がいたが、Y2、Y3は本件物件の管理に関与していなかった。

Xは、退院後、Y1が店舗内の内装や造作を取り外し、備品等を廃棄するなどしたことにより損害を被ったと主張して、債務不履行又は不法行為に基づき、Yらに対し、損害賠償金640万円余の連帯支払を求めるとともに、敷金550万円の返還を求める本件訴訟を提起した。

2. 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、Xの請求を一部認容した。

[債務不履行又は不法行為の成否]

Y1がXに無断で本件建物の内装や造作を取り外し、備品等を廃棄してXの占有を排除することにより、Xが本件建物を使用することを妨げたことから、Yらは、Xに本件建物を使用収益させるべき賃貸人としての債務を履行しなかったというべきである（Y1については、前記の態様等に照らせば、



自力救済としてXに対する不法行為も構成すると認められる。)

Y 1 は、X が本件建物の賃料を 2 か月分滞納したまま、所在が分からなくなったから、本件賃貸借契約は終了した旨主張する。

しかし、本件賃貸借契約において、2 か月分以上の賃料の支払を怠ったときに無催告解除することができるとの規定があったとしても、当然に本件賃貸借契約が終了するものでないことはもちろん、賃貸人において、司法手続を経ず、自ら実力を行使して賃借人の占有を排除することにより自己の権利を実現することは許されない（自力救済禁止の原則）から、Y 1 の主張は採用できない。

以上によれば、Y らは、本件行為について連帯して債務不履行責任を負い、これによって生じた損害を賠償すべきである。

[損害額]

ア 営業損害

X が経営していたラーメン店においては、営業利益が上がっていたとは認められないから、営業損害を認めることはできない。

イ 営業再開費用

X は、Y らに対し、取り外された内装、造作や廃棄された備品等の物的損害のほか、本件建物と同等の建物においてラーメン店の営業を再開するのに必要な費用のうち相当な範囲についての賠償を請求することができ、X が被った損害として 100 万円を認める。

ウ 慰謝料

本件行為の態様、その他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、本件行為による慰謝料として 30 万円を認める。

なお、Y 2 及び Y 3 は、Y 1 による行為に積極的に関与したものではないが、Y らの債務不履行により、X がラーメン店を営業することができなくなるという重大な結果を招いたのであるから、Y 2 及び Y 3 も前記慰謝料の支払義務を免れない。

[返還すべき敷金の額]

本件賃貸借契約は、本件行為により、平成 31 年 2 月 21 日に履行不能により終了したものと認められ、Y らは敷金返還債務を負うところ、X は平成 30 年 12 月 1 日以降の賃料を支払っていないのであるから、同日から平成 31 年 2 月 21 日までの未払賃料 53 万円余に当然充当されるものと解される（最判平 14・3・28 民集 56 巻 3 号 689 頁）。

したがって、Y らは、X に対し、これを控除した 496 万円余の敷金返還債務を負う。

Y 1 は、敷金から原状回復費用を控除すべき旨主張するが、本件賃貸借契約は Y 1 が自力救済したことにより終了したのであって、このような場合には X が原状回復義務を負うとは解されない。



3. まとめ

無催告解除特約の効力について、最判昭 43・11・21 は、「契約を解除するに当たり催告をしなくてもあながち不合理とは認められないような事情が存する場合には無催告で解除権を行使することが許される旨を定めた約定であると解するのが相当」としています。

したがって、本事例において、2 か月滞納したという事実だけでは、「催告をしなくてもあながち不合理とは認められないような事情があった」とまではいえず、仮に賃料滞納による無催告解除の特約があったとしても、それで当然に賃貸借契約が終了するものではないと判断されたものと思われます。

したがって、貸主としては、証拠が残る形できちんと督促を行うなど慎重に対応することが求められます。

また、借主が滞納したまま行方が知れないなどの状況において、もし、管理業者が貸主から対応方法の相談を受けた場合には、自力救済行為によって貸主に損害賠償責任が生じ得ることを説明し、賃貸借契約解除や建物明け渡しの提訴を行うなどの適正な法的措置を講ずるよう助言することが必要です。

(一財) 不動産適正取引推進機構

メルマガ第 198 号「最近の裁判例から」転載

令和 5 年 5 月 1 日配信

[瑕疵担保責任制限条項]

瑕疵の対象範囲を制限する特約があるとして、責任対象外の建物傾斜等に係る損害賠償請求を棄却した事例 (東京地判 令 4・2・24 ウエストロー・ジャパン 2022WLJPCA02248009)

1. 事案の概要

買主 X は、令和元年 7 月 4 日、避暑地に所在する土地建物 (平成 17 年に Y が新築し、Y 代表者家族の別荘や従業員保養所として年間で数日程度利用していたもの) について、売主 Y との間で売買価格 5100 万円とする売買契約を締結し、8 月 29 日に引渡しを受けた。

X と Y はいずれも宅建業者ではない事業法人である。

本件売買契約書には、以下の条項 (以下、「本件瑕疵条項」という。) があった。

(瑕疵の責任)

第 13 条 売主は、買主に対し、土地の隠れたる瑕疵及び次の建物の隠れたる瑕疵についてのみ責任を負います。

(1) 雨漏り

(2) シロアリの害

(3) 建物構造上主要な部位の木部の腐食

(4) 給排水管（敷地内埋設給排水管を含む。）の故障

なお、買主は、売主に対し、本物件について、前記瑕疵を発見したとき、速やかに通知して、修復に急を要する場合を除いて立ち会う機会を与えなければなりません。

2 売主は、買主に対し、前項の瑕疵について、引渡完了日から3カ月以内に請求を受けたものに限り、責任を負います。なお、責任の内容は、修復に限るものとし、買主は、売主に対し、前項の瑕疵について、修復の請求以外、本契約の無効、解除又は損害賠償の請求をすることができません。

Xは、令和元年11月24日、本件建物について傾斜（床6.8～8.3/1000、壁27/1000）、床の沈み等の隠れたる瑕疵があるとしてYに修補を求めたが、Yは本件瑕疵条項を根拠に拒絶した。

Xは、本件瑕疵が構造耐力上主要な部位についての瑕疵であり、これを修復するためには解体して新築するほかないとして、解体・再建築費用、弁護士費用等、本件売買契約の担保責任に基づく1052万円の損害賠償請求訴訟を提起した。

2. 判決の要旨

裁判所は、次のように判示して、Xの請求を棄却した。

[Yの責任は本件瑕疵条項で制限されるか]

本件契約は、中古建物の売買契約であるところ、売主が「次の建物の隠れたる瑕疵について『のみ』責任を負います」として、瑕疵担保責任の対象となる瑕疵を明確に定める。

Xは、本件建物には建物構造上主要な部位において構造耐力上危険と判断される瑕疵があるなどとして、Yの責任が制限されるべきではないとの主張をする。しかし、平成29年法律第44号による改正前の民法570条は「売買の目的物に隠れた瑕疵があったとき」に売主の責任を認めるものであり、本件契約では建物について特に責任範囲を明示して制限している。この点、建物の隠れた瑕疵には多様なものが想定でき、これを明示的かつ具体的に制限するのは当事者の合理的意思に沿うものであると考えられる。

そして、Xの主張する瑕疵は、いずれも、本件瑕疵条項に定める事由に該当するとは認められないので、Xの請求は、本件瑕疵条項により制限される。

[Yが瑕疵の存在について悪意であったか]

本件のように責任制限条項が存在する場合においても、売主が「知りながら告げなかった事実」については、責任制限条項が適用されない（平成29年法律第44号による改正前の民法572条ただし書）。

そして、同条項は、売主と買主の間の情報格差に鑑み、売主が知っていたならば告知することが信義則上求められる事柄を告知しなかった場合に売主の責任を認めるものであるから、売主が「知りながら告げなかった事実」とは、内覧等により見て認識し得る瑕疵現象というよりは、瑕疵原因を中心に、まさに情報格差を生じ得る点が中心になるものというべきである。

認定事実によれば、本件建物には客観的に床や壁に一定の傾斜が存在したことは認められるものの、Y代表者が1階部分の床が中央に向かって沈み込んでいた点を認識していたのを除き、現象の存在を認識していた者がいたとは認められないし、本件建物の利用状況から、それが不自然とも思われない。

また、本件建物については、広告よりも低い価格で本件契約による売買が成立していること、仲介業者がリフォームを要することを遅くとも決済前に知っていたことが認められるが、これらのことから、Yが当然に瑕疵の存在を認識していたとはいえない。

Xは、本件建物が確認申請段階とは異なる施工がされていることを挙げて、Yが悪意であったと主張するが、確認申請段階と異なる施工をYが自ら積極的に施工業者に要求したとは認められないし、これにより生じ得る本件建物の構造耐力上の問題を認識していたと認めるに足る事情もない。

加えて、X代表者は、本件契約締結前にも本件建物を見ており、外観上の不具合は知り得たことも踏まえると、YがXの知り得ない事実を知っていたとは認め難い。

そうすると、本件瑕疵条項が存在し、かつ、その適用を妨げる事由も存在しないから、Xの請求は制限される。

3.まとめ

本事例では裁判所は、買主が主張する建物傾斜や床の沈み等が瑕疵であるかどうか自体については直接判断・言及せず、それ以前の問題として、本件瑕疵条項に定める免責特約（瑕疵の対象範囲を制限する特約）が有効であるとして買主の請求を棄却したものです。

中古建物の売買では、本件瑕疵条項の対象として限定された「雨漏り、シロアリ、構造上主要な部位の木部の腐食、給排水管の故障」以外にも、建物の基礎、外壁等のひび割れ、床・柱の傾斜等の劣化事象・不具合事象を巡って後日紛争になることが多くあります。

これらの紛争の発生を未然に防ぐ手段の一つとして既存住宅に対する建物状況調査（インスペクション）制度があり、その一層の普及が望まれるところです。

（一財）不動産適正取引推進機構

メルマガ第 205 号「最近の裁判例から」 転載

令和 5 年 12 月 1 日配信



2023年度定時総会(第56回総会)

令和5年5月26日(金)
秋田キャッスルホテル 放光の間

会場出席 38名
書面表決 271名
委任状 15名
合計 324名

提案事項

1. 2022年度事業報告(案)承認の件
2. 2022年度財務諸表(案)及び収支計算書(案)承認の件

報告事項

1. 2023年度事業計画報告の件
2. 2023年度予算報告の件

要旨

コロナ禍前同様の通常開催と致しましたが、会場出席者が例年の半数程度にとどまり、影響がまだ残っていることがうかがわれました。議案については、承認に必要な議決件数を得て終了しました。総会終了後、4年振りとなる懇親会を開催し盛会裡にすべての日程を終了しました。



第5回理事会・幹事会

令和5年3月30日(木)
秋田県不動産会館(WEB併用会議)

理事・幹事 25名出席
監事・監査 3名出席

審議事項

1. 2023年度事業計画(案)及び予算(案)について
2. その他

要旨

審議事項について、すべて執行部原案通り承認されました。公益目的事業に変更等はなく予算も例年通り、総会に提案することにしました。



第1回理事会・幹事会

令和5年4月27日（木）
ホテルメトロポリタン秋田（WEB併用会議）

理事・幹事 23名出席
監事・監査 3名出席

審議事項

1. 2022年度事業報告（案）及び決算報告（案）について
2. 新入会員の承認について
3. 定時総会の開催について
4. その他

要 旨

審議事項について、すべて執行部原案通り承認されました。

定時総会の開催については、新型コロナウイルスの感染拡大が続いていたため、一般会員へは感染リスクを抑えるため出席を控えていただき書面表決等での出席をお願いしてきましたが、コロナ禍も収束し社会活動が通常の状態に戻りつつあることを考慮して、今年度は懇親会も併せて令和5年5月26日に、秋田キャッスルホテルに於いて開催することにしました。



第2回理事会・幹事会

令和5年12月19日（火）
ホテルメトロポリタン秋田（WEB併用会議）

理事・幹事 23名出席
監事・監査 2名出席

審議事項

1. 2023年度上期の事業報告及び決算報告について
2. 役員会改選に伴う選挙管理委員会及び監事選考委員会の設置について
3. その他
 - ①入会促進対策について
 - ②地区協議会から支部への名称変更(案)について
 - ③慶弔見舞規程による水害見舞い金の支払いについて

要 旨

審議事項について、すべて執行部原案通り承認されました。

2024年度は役員改選期にあたるため、規程に基づく関係委員会を設置すること及びハトマークブランドのイメージ浸透を図り入会促進に繋げるため、新たにハトマークステッカーを制作し配布すること、また、地区協議会名を、一般的に使用されている支部に名称変更するための関係規程の改定が提案され、新年度から適用することになりました。

7月に秋田市内を中心に発生した豪雨災害について、被害に遭われた会員に対し規程に基づく見舞金の支払いを行ったことが報告されました。



8 地区協議会別研修会

不動産取引に於いて注意すべき重要なポイントについて、全県一斉ライブ配信による研修会を開催致しました。

開催日 令和5年10月3日(火)

研修科目及び講師

- ・事例から学ぶ重要事項説明書作成の留意点
講師：深沢法律事務所 弁護士 柴田龍太郎 氏
- ・売買と賃貸借に関する裁判事例
講師：涼風法律事務所 弁護士 熊谷則一 氏

会場

大館北鹿地区協議会	プラザ杉の子
能代山本地区協議会	プラザ都
男鹿南秋地区協議会	きりん亭
秋田地区協議会	ホテルメトロポリタン秋田
本荘由利地区協議会	本荘グランドホテル
大仙地区協議会	大曲プラザたつみ
横手地区協議会	よこてシャイニーパレス
湯沢雄勝地区協議会	湯沢グランドホテル



全県研修会

空き家問題及び大雨による自然災害を契機としたテーマにより、全県一斉ライブ配信による研修会を開催致しました。

開催日 令和5年12月5日(火)

研修科目及び講師

- ・所有者不明土地未然防止のための民法等の改正について
講師：涼風法律事務所 弁護士 熊谷則一 氏
- ・自然災害と宅建業者の責任
講師：涼風法律事務所 弁護士 熊谷則一 氏

会場

大館北鹿地区協議会	プラザ杉の子
能代山本地区協議会	プラザ都
男鹿南秋地区協議会	トレイクかたがみ
秋田地区協議会	ANAクラウンプラザホテル秋田
本荘由利地区協議会	本荘グランドホテル
大仙地区協議会	大曲プラザたつみ
横手地区協議会	よこてシャイニーパレス
湯沢雄勝地区協議会	湯沢グランドホテル

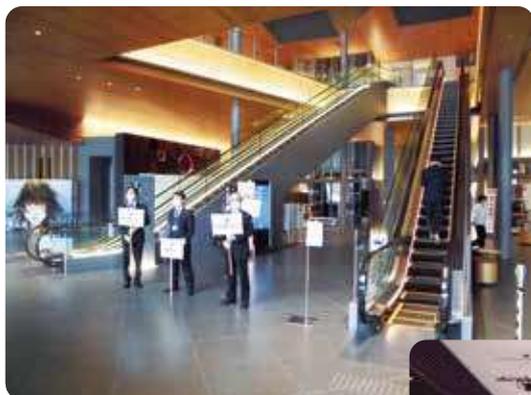


不動産フェア開催

令和5年12月1日（金）

当協会は公益目的事業の一環として、安全・安心で適正な取引に関する知識や各種制度などの普及啓発をテーマとする不動産フェアを開催しました。

コロナ禍でしばらく会場開催をしておりませんでした。今年度は、今年オープンした秋田芸術劇場ミルハスを会場とし、一般無料相談に加え、空き家問題に絡む相続登記や税金に関して司法書士及び税理士の方々によるセミナーを併せて開催しました。



不動産コンサルティング専門教育を実施



令和5年1月20日（金）秋田県不動産会館に於いて秋田県不動産コンサルティング協議会（（公社）秋田県宅地建物取引業協会・（公社）全日本不動産協会秋田県本部・（一社）秋田県住宅地協会の4団体で構成）主催の不動産コンサルティング専門教育を開催しました。

今年度は、空き家問題に絡み、既存建物の活用をテーマとし、4時間に亘り、（株）アークブレイン 代表取締役 田村誠邦氏を講師に招き、19名の方が受講しました。





ゴルフ コンペ

令和5年10月13日(金)

41回目を迎えた県協会主催のゴルフコンペを、男鹿ゴルフクラブで開催致しました。

悪天候のため、当初の日程を延期しての開催でしたが、大館北鹿、能代山本、男鹿南秋、秋田の各地区協議会所属会員など15名の参加があり、秋晴れの穏やかな天候のもと、日本海と白神山地などの山並みを見通せるすばらしい景観の中プレーを楽しみ親交を深めました。

新ペリア方式により澤木繁則さん(男鹿南秋地区協議会・澤木材木店)が優勝致しました。



ボウリング大会

令和5年11月17日(金)

今年で17回目となる県協会主催のボウリング大会を「ブルックリンストライク」で開催しました。今年も20名の方々にご参加いただき、2ゲーム(ハンディ付)による団体戦と個人戦を行いました。大会後は「膳菜や」にて表彰式と懇親会を行い、大いに親睦を深めました。

なお、団体戦ではチーム佐々木(佐々木偉幸氏(有)ミユキ建築企画)、高橋紀彦氏(辻不動産株)、堀井拓己氏(有)ベストランド)、金子敬司氏(金子地所株))が優勝しました。

また、個人戦では今回が初参加となる森山美紀子氏(秋田第一不動産センター株)が、並みいる強豪を抑えて見事に優勝を飾りました。



各種お知らせ

TAKKEN REPORT



● Web 研修のご案内

宅地建物取引士及び宅地建物取引業従事者等に対する知識の向上及び宅地建物取引における紛争の未然防止を図るため、業務上参考となる研修用動画及び紙上研修を配信しています。テキストも別途ダウンロードできます。動画をご利用いただくには、ログインIDとパスワードの設定が必要となります。

本会ホームページのリンクバナーをクリックして受講して下さい。



● 不動産キャリアパーソン 受講のご案内

『不動産キャリアパーソン』は、「消費者への適切な情報提供に資する者」の証明として、全宅連が独自に認定付与する任意資格です。

宅地建物取引業に従事する者やこれから従事しようとする者、さらには不動産取引に関わる一般消費者が適正な不動産取引実務の知識を学習することで、不当に被るトラブルや紛争を減少していくために、取引当事者が主体的に関与できる研修制度として創設されたのが「不動産キャリアサポート制度」で、その学習成果を認定するのが「不動産キャリアパーソン」資格です。

内容は、取引実務において必須である基礎知識を分かりやすく解説しており、取引の流れに沿って体系的に学習できるようまとめられております。また、その内容を具体的にイメージできるよう、インターネット上で視聴できる講義動画も用意されております。ご興味のある方は、全宅連のホームページを見られるか、本会事務局にご連絡下さい。

◆ 受講対象

宅建業従業者、経営者、宅地建物取引士、消費者問わずどなたでも受講いただけます。

※都道府県宅建協会への新入会員は入会時義務履修（支店入会含む）

◆ 受講料 8,800円（税込）

※一旦納入された受講料は返金できませんのでご了承ください。

※上記の金額には、通信教育費用、修了試験受験料（1回分）、資格登録料が含まれます。

◆ 受講の有効期間

修了試験の修了を含め、お申込み日から12か月（再受験含む。期間延長不可。）

◆ 学習教材

テキスト学習とインターネットの講義動画による通信教育

● レインズに登録しましょう

依頼主と専属専任媒介契約を締結した場合は契約締結後5日以内に、専任媒介契約を締結した場合は契約締結後7日以内に、レインズへ物件登録することが義務付けられています。また、売主、代理及び一般媒介契約物件も登録できますのでご活用下さい。

● 免許更新手続き期間 宅建業免許の有効期間の満了日の90日前から30日前まで

提出期限が一日でも過ぎた場合、期間満了により従前の免許は失効となります。このことで、業務に支障をきたすばかりでなく、新たな免許取得による協会への再加入等で費用が発生することになりますので、くれぐれもご注意下さいませよう、お願い致します。



● 会員名簿掲載事項に変更があった場合の (免許番号・免許年月日は除く)のお届けをお忘れなく

- ◆ (「商号又は名称」・「代表者」・「事務所所在地」・「専任の宅地建物取引士」)の変更、宅建業者名簿搭載事項変更届出書(行政提出用様式3号の4)を行政に提出のうえ、その写しを所属地区協議会へ提出して下さい。
- ◆ (「宅地建物取引士」・「従業者」)の変更
従業者変更届出書(協会提出用紙)を所属地区協議会へ提出して下さい。
- ◆ (「TEL、FAX」・「URL、E-MAIL」)の変更
所属地区協議会へ連絡して下さい。

● 定款事業目的への記載(登記)について

法人として事業を行ってゆく途中で、新たに事業目的以外の事業(少額短期保険代理業・損害保険代理業など)を行う場合は、定款及び登記にその旨の記載が必要です。
いま一度ご確認くださいませよう、お願い致します。

● 令和6年度 法定講習会のご案内

令和6年度の法定講習会を下記の日程にて開催致します。対象の方は、是非本会が実施する法定講習会を受講されますよう、よろしくお願い致します。

開催回	開催日	対象者	会場
第1回	令和6年7月21日(日)	新規及び更新(宅地建物取引士証の有効期限が令和7年1月10日までの宅地建物取引士)の方	ホテルメトロポリタン秋田
第2回	令和6年11月10日(日)	新規及び更新(宅地建物取引士証の有効期限が令和7年4月10日までの宅地建物取引士)の方	
第3回	令和7年3月9日(日)	新規及び更新(宅地建物取引士証の有効期限が令和7年8月31日までの宅地建物取引士)の方	

- ≫ 新規の方:開催日の2ヶ月前までにご連絡ください。
- ≫ 更新の方:所定の期日に講習案内を送付します。

各回 9:00 受付開始 9:30 講習開始 16:50 講習終了予定
※詳細は案内に同封いたしますプログラムをご参照ください。

永年に亘り宅地建物取引業に精励するとともに、地域社会の発展に寄与したとして、叙勲を受けられました。おめでとうございます。

旭日双光章

(令和5年11月3日付)

元副会長 戸松 清一 氏



入会・退会・会員名簿変更情報

令和5年1月1日から令和6年1月31日まで

新入会員紹介

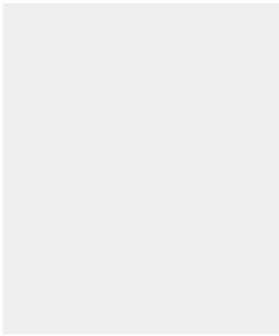
免許番号・免許年月日 秋田県知事(1) 2350 R5.2.28
商号又は名称 山生ネクスト不動産(株)
代表者(政令使用人) 圓城一路
専任宅地建物取引士 石川毅明
事務所所在地 〒011-0945 秋田市土崎港西一丁目2-37
TEL 018-853-1910
FAX 018-853-1901
URL
E-mail

免許番号・免許年月日 秋田県知事(1) 2352 R5.3.23
商号又は名称 (株)YTM
代表者(政令使用人) 戸嶋 恒
専任宅地建物取引士 鈴木文男
事務所所在地 〒014-0072 大仙市大曲西根字中嶋455-2
TEL 0187-68-2777
FAX 0187-88-8353
URL
E-mail

免許番号・免許年月日 秋田県知事(1) 2353 R5.3.27
商号又は名称 (株)東京ライラック
代表者(政令使用人) 工藤信夫
専任宅地建物取引士 山影文雄
事務所所在地 〒010-0905 秋田市保戸野中町5-11
TEL 018-866-3366
FAX 018-866-3366
URL
E-mail

免許番号・免許年月日 秋田県知事(1) 2354 R5.5.22
商号又は名称 カネタ不動産
代表者(政令使用人) 金田大樹
専任宅地建物取引士 金田大樹
事務所所在地 〒010-0918 秋田市泉南二丁目1-7
TEL 018-827-4816
FAX 018-827-4360
URL
E-mail





免許番号・免許年月日 秋田県知事(1)2355 R5.5.26
商号又は名称 (株)プライムエステート
代表者(政令使用人) 畠山伸夫
専任宅地建物取引士 小山久喜・佐々木富夫
事務所所在地 〒014-0057 大仙市大曲船場町一丁目2-21
TEL 0187-73-5301
FAX 0187-73-5302
URL <https://www.primeestate.co.jp>
E-mail info@primeestate.co.jp



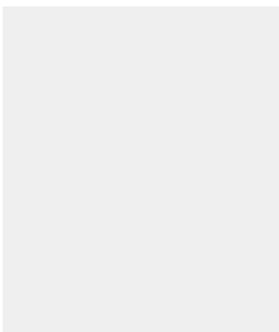
免許番号・免許年月日 秋田県知事(1)2362 R5.11.14
商号又は名称 コネクト不動産
代表者(政令使用人) 加藤 譲
専任宅地建物取引士 加藤 譲
事務所所在地 〒010-0201 湯上市天王字北野102-94
TEL 018-893-5568
FAX 018-893-5569
URL <https://connect-fudosan.com>
E-mail kato@connect-fudosan.com



免許番号・免許年月日 秋田県知事(1)2363 R5.12.22
商号又は名称 (有)藤田工務店
代表者(政令使用人) 藤田 徹
専任宅地建物取引士 山田次男
事務所所在地 〒016-0111 能代市字仁井田白山63-12
TEL 0185-58-2050
FAX 0185-58-2045
URL <https://www.fujitakoumuten.net>
E-mail info@fujitakoumuten.net



免許番号・免許年月日 秋田県知事(1)2364 R5.12.21
商号又は名称 (株)ソライロ
代表者(政令使用人) 照井知喜
専任宅地建物取引士 照井知喜
事務所所在地 〒011-0946 秋田市土崎港中央一丁目6-15
TEL 018-838-5221
FAX
URL
E-mail Sorairo.terui@gmail.com



免許番号・免許年月日 能代市(6)1602
商号又は名称 (株)サンワ興建 秋田店
代表者(政令使用人) 佐藤 磨(渡部昌徳)
専任宅地建物取引士 渡部昌徳
事務所所在地 〒010-0815 秋田市泉馬場6-10
TEL 018-869-7330
FAX 018-869-7335
URL <https://www.sannwa.co.jp>
E-mail sanwakouken@sannwa.co.jp





免許番号・免許年月日
商号又は名称
代表者(政令使用人)
専任宅地建物取引士
事務所所在地

横手市 (5)1873
(株) サンコーホーム 秋田 S&K 不動産
後藤信樹(佐々木 寿)
野村雄紀
〒010-0973 秋田市八橋本町三丁目 13-17
イノベーションビル1階 102号室

TEL 018-893-4884
FAX 018-893-6778
URL



免許番号・免許年月日
商号又は名称
代表者(政令使用人)
専任宅地建物取引士
事務所所在地

長野県 (1)10505
(株) アネックスライフ 秋田店
宮澤 修(大島洋一)
牧野陽子
〒010-0861 秋田市手形からみでん 5-24

TEL 018-838-0085
FAX 018-838-0087
URL <https://www.annexakita.com>
E-mail toiawase-akita@annex-i.com



免許番号・免許年月日
商号又は名称
代表者(政令使用人)
専任宅地建物取引士
事務所所在地

岩手県 (1)10449
(株) R-ハウジング 秋田店
小野寺 匡(東海林えりか)
東海林えりか
〒010-0903 秋田市保戸野八丁 13-15 A Kハイム 105

TEL 018-853-7033
FAX 018-853-7034
URL <https://www.r-housing-akita.net>
E-mail akita@r-housing.net



免許番号・免許年月日
商号又は名称
代表者(政令使用人)
専任宅地建物取引士
事務所所在地

横手市 (5)1873
(株) サンコーホーム 本荘店
後藤信樹(伊藤孝知)
伊藤孝知・佐藤 岬
〒015-0041 由利本荘市薬師堂字谷地 258-4

TEL 0184-74-4016
FAX 0184-74-4017
URL
E-mail



退会報告

令和5年1月1日から令和6年1月31日まで

地区協議会	免許証番号	商号又は名称	代表者	退会年月日	退会理由
能代山本	(3)2064	㈱鈴光	鈴木英雄	R5.9.14	廃止
男鹿南秋	(4)1891	(有)大友建設	大友 實	R5.6.1	廃止
秋 田	(16)91	大和総合㈱	沼澤 義幸	R5.1.24	廃止
秋 田	(4)2002	千秋興産㈱	伊藤 満男	R5.1.18	廃止
秋 田	(4)1887	(有)千秋不動産	高堰 啓	R5.4.24	廃止
秋 田	(11)921	穂高建設㈱	高橋 邦重	R5.5.25	廃止
秋 田	(12)839	㈱ノーベル不動産	最上 洋子	R5.8.24	他団体入会
秋 田	(7)1489	曾我住宅産業㈱	曾我一義	R5.10.13	期間満了
秋 田	(2)2186	㈱タカミック	高村 嘉憲	R5.12.25	廃止
本荘由利	(4)1874	菊地建設㈱	橋本 聡	R5.1.11	廃止
大 仙	(10)1120	大曲不動産コンサルト	黒澤 健治	R5.4.7	期間満了
大 仙	(1)2314	伊藤設計スタイル㈱	伊藤 博文	R5.10.31	廃止
横 手	(2)2164	山長不動産	山中 長悦	R5.2.20	廃止
横 手	(2)2166	㈱高橋建業	高橋 裕樹	R5.5.2	廃止

会員名簿の変更等

令和5年1月1日から令和6年1月31日まで

地区協議会	商号又は名称	変更事項	変更後	名簿頁
大館北鹿	㈱エチクニ	宅地建物取引士	越後 公子 (退)	20
大館北鹿	㈱太陽地所	政令使用人 // 専任宅地建物取引士 // 従業者	齊藤 義史 (退) 山内 栄一 (就) 齊藤 義史 (退) 山内 栄一 (就) 青森 4038 澤田 大樹 (就)	25
大館北鹿	㈱ハシモトホーム	専任宅地建物取引士 //	佐々木正博 (退) 小野 浩司 (就) 青森 4837	25
大館北鹿	㈱カチタス	専任宅地建物取引士	山田 次雄 (退)	26



大館北鹿	(有)ホテヤ不動産	従業者	竹内 沙耶 (就)	18
男鹿南秋	(株)男鹿不動産	従業者	田辺千香子 (就)	37
男鹿南秋	(有)光裕不動産	所在地	潟上市天王字上北野 25-25	36
秋 田	(株)むつみワールド	従業者	天野 厚助 (退)	44
秋 田	東北物産(株)	専任宅地建物取引士	張 浩美 (就) 4792	45
秋 田	(株)秋田住宅流通センター	専任宅地建物取引士	石川 璃沙 (就 / 取引士より)	47
		宅地建物取引士	青崎進太郎 (退 / 泉店へ)	
		//	三嶋 美幸 (就 / 秋田駅前店より) 3645	
		//	原田 友紀 (就 / 泉店より) 4315	
		//	水澤 郁 (就) 4727	
		//	原田 洋樹 (退 / 有楽町店へ)	
		//	大川 勉 (退 / 不動産売買店へ)	
		//	鈴木 健司 (秋田) 3718 (就 / 有楽町店より)	
		//	福原永巳皇 (秋田) 4522 (就 / 有楽町店より)	
		//	石川 璃沙 (専任取引士へ)	
		従業者	中山 卓司 (退)	
		//	三浦 久夫 (退)	
		//	松本 晴奈 (退)	
		//	石綿 香里 (退 / 秋田駅前店へ)	
		//	石川 璃沙 (退 / 専任取引士へ)	
		//	松本菜亜子 (退 / 有楽町店へ)	
//	篠田 結希 (退 / 泉店へ)			
//	成田 正明 (就)			
//	鳴海 英明 (就)			
//	堀越 知華 (退)			
//	田口 卓 (就)			
//	根布谷璃奈 (就)			
秋田駅前店	宅地建物取引士	三嶋 美幸 (退 / 本店へ)	64	
	従業者	石綿 香里 (就 / 本店より)		
	//	井上 智尋 (就 / 泉店より)	65	
	//	藤原 奈美 (退 / 駅前店へ)		
駅前口店	宅地建物取引士	柴田 知美 (退 / 有楽町店へ)	65	
	従業者	藤原 奈美 (就 / 秋田駅前店より)		
泉店	宅地建物取引士	原田 友紀 (退 / 本店へ)	65	
	//	青崎進太郎 (就 / 本店より) 4602		
	従業者	井上 智尋 (退 / 秋田駅前店へ)	65	
	//	篠田 結希 (就 / 本店より)		
不動産売買店	宅地建物取引士	大川 勉 (秋田) 4441 (就 / 本店より)	65	
有楽町店	専任宅地建物取引士	鈴木 健司 (退 / 本店へ)		
	//	原田 洋樹 (秋田) 4242 (就 / 本店より)	65	
	宅地建物取引士	福原永巳皇 (退 / 本店へ)		
	//	柴田 知美 (秋田) 4465 (就 / 駅前店より)	65	
	従業者	松本菜亜子 (就 / 本店より)		
秋 田	トーケンホーム(株)	従業者	田村 武志 (就)	48
秋 田	(有)ミユキ建装企画	代表者	佐々木洋子 (退) 佐々木偉幸 (就)	48
秋 田	(有)加藤哲建築事務所	専任宅地建物取引士	加藤 マサ (退)	48
	//	菅原 麻美 (就 / 取引士より) 2446		
	宅地建物取引士	菅原 麻美 (退 / 専任取引士へ) 2446		

秋	田	共和ホーム(株)	宅地建物取引士 // 従業者 // //	松田 満 (退) 須藤 駿平 (就/従業者より) 4359 池田喜代秀 (就) 田中 貴子 (就) 佐藤 成子 (就) 金子 悟 (就) 須藤 駿平 (退/宅地建物取引士へ)	60
秋	田	(株)house neo	従業者	児玉 和貴➡児玉 智彦 (氏名訂正)	61
秋	田	カネタ不動産	F A X	018-827-4360	62
秋	田	(株)東京ライラック	郵便番号	010-0905	62
秋	田	(株)サンコーホーム 秋田店 秋田 S & K 不動産	支店名称 専任宅地建物取引士 従業者 // // // // 政令使用人 専任宅地建物取引士 従業者	(株)サンコーホーム秋田支店 野村 雄紀 (退/S&k不動産へ) 三浦 栄 (退) 佐々木 寿 (退/S&k不動産へ) 伊藤 尊 (就) 今 拓郎 (就/大曲支店より) 阿部 光祐 (退/本荘店) 佐々木 寿 (就/秋田支店より) 野村 雄紀 (就/秋田支店より) 小松 由佳 (就) 伊藤 尊 (就)	66
秋	田	大和ハウス工業(株) 北東北支店 秋田出張所	専任宅地建物取引士 従業者	伊藤 洋之 (退) 宇田 武司 (退) 新田 勇貴 (退)	68
秋	田	セキスイハイム東北(株) 秋田支店	支店名称 政令使用人 専任宅地建物取引士 // // // // // 宅地建物取引士 // 従業者 // // // // // // //	北東北支店 秋田営業所 我妻 斉 (退) 小山田 司 (就) 我妻 斉 (退) 菊地 剛 (退) 佐々木正利 (退) 小笠原治久 (退) 沖田 尚也 (就/宅地建物取引士より) 小山田 司 (就/従業者より) 4551 佐藤 晴紀 (就/宅地建物取引士より) 梅沢加菜子 (就) 3760 沖田 尚也 (退/専任取引士へ) 佐藤 晴紀 (退/専任取引士へ) 藤井 武史 (退) 沼田 尚佑 (退) 成田 優太 (退) 津本 和樹 (退) 小山田 司 (退/専任取引士へ) 小澤 大貴 (退) 川原 大輝 (退) 奈良 博明 (退) 鈴木 宏明 (就) 佐藤 裕真 (就) 渡邊 丈 (就) 柘植 葵 (就) 加賀谷大地 (就) 藤村 玲菜 (就) 小野 啓郷 (就)	68
秋	田	(株)ハンモトホーム 秋田支店	従業者	櫻庭 紘夢 (就)	69
秋	田	(株)カチタス 秋田店	専任宅地建物取引士	建山麻里亜 (就) 岩手 5387	69
秋	田	(株)土屋ホーム 秋田支店	従業者	長尾梨華子 (退)	70
秋	田	(株)アネックスライフ秋田店	従業者	武田 聡 (就) 加賀万里子 (就)	72
秋	田	秋田不動産サービス(株)	専任宅地建物取引士 // 宅地建物取引士	吉田 博之 (退) 佐々木一成 (秋田) 4771 (就) 奥山裕太郎 (退)	57
秋	田	エクセルホーム(株)	専任宅地建物取引士	高橋 裕子 (就/取引士より)	57
秋	田	あきた不動産事業協同組合	専任宅地建物取引士	佐藤美保子 (秋田) 2650 (就)	59



本 荘 由 利	富士不動産(株)	宅地建物取引士	篠田 康生 (就) 4748	74
本 荘 由 利	(有)飛鳥ハウジング	e - m a i l	ask-h.ask-h@grace.ocn.ne.jp	74
本 荘 由 利	(有)ライフサービス	従 業 者	佐藤 泉記 (就)	76
本 荘 由 利	(株)サンコーホーム 本荘店	政 令 使 用 人 // 専任宅地建物取引士 // 従 業 者	佐々木竜大 (退/本店へ) 伊藤 孝智 (就/本店より) 佐々木竜大 (退/本店へ) 伊藤 孝智 (就/本店より) 4639 阿部 光祐 (就/本店より)	79
本 荘 由 利	(株)すまいえ不動産	従 業 者	東海林 啓 (就)	76
大 仙	(有)中田工務店	従 業 者	中田 實 (退)	84
大 仙	(株)プライムエステート	所 在 地 専任宅地建物取引士	014-0022 大仙市大花町 6-66 菅原 数馬 (就) 2677	86
大 仙	(株)サンコーホーム 大曲店	支 店 名 称 政 令 使 用 人 // 専任宅地建物取引士 // 従 業 者	(株)サンコーホーム 大曲支店 千田 良 (退) 原 平 (就/本店より) 谷川 弘樹 (退/本店へ) 原 平 (就/本店より) 東京213971 今 拓郎 (就/秋田支店へ)	88
横 手	(株)サンコーホーム	専任宅地建物取引士 // // // // 従 業 者 //	戸澤 和樹 (退) 原 平 (退/大曲支店へ) 佐々木竜大 (就/本荘店より) 4644 谷川 弘樹 (就/大曲支店より) 3398 伊藤 孝智 (退/本荘店へ) 中村かな子 (退) 井上 卓 (退) 阿部 和哉 (退) 大久保勝貴 (退)	93
横 手	(株)秋田住宅流通センター 横手店	宅地建物取引士	得平 真吾 (就) 4789	96
横 手	(株)伊藤住宅不動産 横手営業所	従 業 者	伊藤 敏雄 (退)	97
湯 沢 雄 勝	(株)小坂ハウス工業	専任宅地建物取引士 宅地建物取引士 従 業 者	高橋 清一 (退) 高橋 智也 (就) 2497 柴田奈緒子→佐藤奈緒子 (姓名変更)	101

会 員 数

(令和6年1月31日現在)

	大館北鹿	能代山本	男鹿南秋	秋 田	本荘由利	大 仙	横 手	湯沢雄勝	合 計
正会員	49	29	27	197	40	52	32	20	446
準会員	3	2	0	39	3	5	6	0	58
計	52	31	27	236	43	57	38	20	504



秋田レイズ物件種類別在庫数

(令和5年1月1日～12月31日)

売買物件

単位：件

	R5. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前月末在庫数	1,304	1,306	1,263	1,287	1,342	1,381	1,454	1,467	1,504	1,523	1,553	1,606
売買新規登録数	203	148	164	202	252	264	185	222	187	237	202	208
(前年同月登録数)	204	147	141	222	267	218	231	248	202	232	229	242
(土地)	110	70	83	106	126	100	97	116	97	122	109	85
(戸建)	70	65	65	78	108	147	77	92	75	91	82	110
(マンション)	17	5	9	12	12	11	5	8	7	8	8	5
(事業用)	6	8	7	6	6	6	6	6	8	16	3	8
当月成約数	28	29	45	31	30	51	28	34	35	28	23	44
(土地)	13	15	24	8	14	22	8	12	12	11	13	12
(戸建)	6	12	18	22	13	24	15	17	17	14	8	26
(マンション)	8	1	2	0	2	2	5	5	3	2	1	5
(事業用)	1	1	1	1	1	3	0	0	3	1	1	1
当月取下げ・削除	173	162	95	116	183	140	144	151	133	179	126	121
(土地)	94	93	54	58	85	49	63	69	51	105	62	62
(戸建)	60	58	34	49	86	81	70	76	74	59	51	47
(マンション)	11	7	2	6	8	6	5	5	3	5	4	7
(事業用)	8	4	5	3	4	4	6	1	5	10	9	5
売買当月末在庫数	1,306	1,263	1,287	1,342	1,381	1,454	1,467	1,504	1,523	1,553	1,606	1,649
(前年同月末在庫数)	1,194	1,210	1,165	1,122	1,121	1,146	1,167	1,136	1,141	1,212	1,295	1,304
(土地)	867	829	834	874	901	930	956	991	1,025	1,031	1,065	1,076
(戸建)	345	340	353	360	369	411	403	402	386	404	427	464
(マンション)	43	40	45	51	53	56	51	49	50	51	54	47
(事業用)	51	54	55	57	58	57	57	62	62	67	60	62

賃貸物件

単位：件

	R5. 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前月末在庫数	536	535	517	459	464	449	437	380	400	449	468	442
売買新規登録数	211	141	177	116	108	135	93	131	143	140	118	97
(前年同月登録数)	178	116	187	160	154	109	142	159	165	140	108	153
(土地)	2	2	2	0	1	2	0	5	1	0	4	3
(戸建)	24	24	21	8	8	14	10	16	12	14	13	19
(マンション)	157	96	133	92	84	103	75	99	101	111	83	60
(事業用)	28	19	21	16	15	16	8	11	29	15	18	15
当月成約数	44	77	104	46	32	49	48	33	31	39	36	33
(土地)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
(戸建)	9	17	13	6	3	3	4	8	6	7	4	10
(マンション)	27	52	87	34	27	42	41	24	23	26	31	17
(事業用)	8	8	4	6	2	4	3	0	2	6	1	4
当月取下げ・削除	168	82	131	65	91	98	102	78	63	82	108	76
(土地)	4	1	1	0	3	1	2	0	0	0	3	2
(戸建)	13	8	13	11	9	9	13	6	9	5	6	8
(マンション)	116	58	104	41	55	81	80	60	44	67	86	58
(事業用)	35	15	13	13	24	7	7	12	10	10	13	8
売買当月末在庫数	535	517	459	464	449	437	380	400	449	468	442	430
(前年同月末在庫数)	474	435	418	455	458	410	405	446	469	493	503	536
(土地)	13	14	15	15	13	14	12	16	17	17	18	17
(戸建)	46	45	40	31	27	29	22	24	21	23	26	27
(マンション)	367	353	295	312	314	294	248	263	297	315	281	266
(事業用)	109	105	109	106	95	100	98	97	114	113	117	120



「住まう」に、
寄りそう



『全宅管理』入会のご案内

賃貸管理業を強力にサポート！業界最大の組織力

事業のご案内

全宅連が母体となり設立された（一社）全国賃貸不動産管理業協会（通称「全宅管理」）は、「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。

業務支援事業

弁護士による
電話法律相談

業務支援事業

250種以上！
賃貸管理関係書式ダウンロード

業務支援事業

クラウド型賃貸管理ソフト
(提携商品の為有料)

情報配信事業

会報誌・メールマガジン・オーナー通信
等による情報提供

知識啓発事業

会員研修
インターネットセミナー(500タイトル以上視聴可能)

その他の事業

「賃貸管理業賠償責任保険」

他にも募集提案、入居審査から退去時まで実務で使えるサポート事業を
会員特別価格等でご用意しております。

入会特典

全5種プレゼント中!

2024年3月31日入会受付分まで

特典1

「賃貸不動産管理業務マニュアル」

特典2

「賃貸不動産管理 標準化ガイドライン」

特典3

「間取りクラウド」(間取り図作成ソフト)

特典4

「ひな形Bank」(販売図面・チラシ等作成ソフト)

特典3



特典1



特典4



特典2



賃貸管理業への関心の高まりで期待度もアップ!

『全宅管理』への入会者も増えています!

※2022年1月~12月の入会者数が、
2021年の1.4倍となりました。

宅建協会
新入会員

応援プロジェクト!

2023年度中に宅建協会に新規入会された会員が、入会日
から1年以内に本会に入会すると**入会金が無料**となります。

宅建協会
現会員

全宅管理サポーター制度!

2023年度中に全宅管理会員からの紹介状と一緒に、入会
申込書を提出すると**入会金が無料**となります。

ご入会の手続き

- 裏面の入会申込書に必要事項を記入いただき、協会宛に郵送またはファックス (FAX : 03-5821-7330) にてご送付ください。
- 入会申込書の到着が当協会にて確認できましたら、当協会より入会金・年会費のお振込み等その後のお手続きについてご連絡いたします。

■ 入会金 20,000円 年会費 24,000円 (月額2,000円×12ヶ月分)



ハトマークグループ

一般社団法人 全国賃貸不動産管理業協会 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館
TEL:03-3865-7031 FAX:03-5821-7330 HP:https://chinkan.jp/ e-mail:zentakukanri@bz01.plala.or.jp

全宅管理 で検索

